

令和2年

東京二十三区清掃一部事務組合議会

予算特別委員会記録

令和2年2月27日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

## 令和2年東京二十三区清掃一部事務組合議会予算特別委員会記録 目次

期日	1
場所	1
出席委員	1
欠席委員	1
出席理事者	1
出席議会事務局職員	2
傍聴人	2
議題	2
開会	3
議題 1 正副委員長の互選について	3
議題 2 議案第2号 令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算	4
議案第3号 令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について	4
内容説明（中尾正巳総務部長）	4
質疑（元山芳行委員）	6
答弁（佐々木正企画室長）	6
質疑（元山芳行委員）	7
答弁（佐々木正企画室長）	8
質疑（元山芳行委員）	8
答弁（佐々木正企画室長）	8
質疑（元山芳行委員）	9
答弁（佐々木正企画室長）	9
質疑（元山芳行委員）	9
答弁（塚越 浩処理技術担当部長）	9
質疑（元山芳行委員）	9
答弁（塚越 浩処理技術担当部長）	10
質疑（元山芳行委員）	10
答弁（塚越 浩処理技術担当部長）	11
質疑（元山芳行委員）	11
答弁（小林幹明施設管理部長）	11

質疑（田中邦友委員） .....	12
答弁（加藤徹也管理課長） .....	12
質疑（田中邦友委員） .....	13
答弁（深井祐子副管理者） .....	14
答弁（山崎孝明管理者） .....	14
意見（石塚 猛委員） .....	15
採決.....	16
閉会.....	17
資 料.....	17

## 令和2年

### 東京二十三区清掃一部事務組合議会予算特別委員会記録

1 期 日 令和2年2月27日(木)

2 場 所 東京区政会館 202・203会議室

3 出席議員(19名)

2番	中央区	押田まり子
3番	港区	二島豊司
5番	文京区	海老澤敬子
6番	台東区	石塚 猛
7番	北区	渡辺かつひろ
8番	荒川区	茂木 弘
9番	品川区	渡辺裕一
10番	目黒区	宮澤宏行
11番	大田区	塩野目正樹
12番	世田谷区	和田ひでとし
13番	渋谷区	下嶋倫朗
14番	中野区	高橋かずちか
15番	杉並区	井口かづ子
17番	板橋区	元山芳行
18番	練馬区	上野ひろみ
19番	墨田区	田中邦友
20番	江東区	米沢和裕
21番	足立区	鹿浜 昭
23番	江戸川区	田中寿一

4 欠席議員(4名)

1番	千代田区	小林たかや
4番	新宿区	吉住はるお
16番	豊島区	磯 一昭
22番	葛飾区	平田みつよし

5 出席説明員

管理者	山崎孝明
副管理者	深井祐子

監査委員	本間 敏明
総務部長	中尾 正巳
総務部調整担当部長	小林 孝
総務部担当部長（総務課長事務取扱）	古舘 陽
総務部担当部長（企画室長事務取扱）	佐々木 正
総務部担当部長（職員課長事務取扱）	渡部 洋一
清掃事業国際協力室長	八十島 護
施設管理部長	小林 幹明
処理技術担当部長	塚越 浩
建設部長	岩崎 豊
計画推進担当部長	横山 英範
財政課長	初瀬 司
契約管財課長	干泥 香
清掃事業国際協力課長	加藤 央史
管理課長	加藤 徹也
技術課長	井俣 弘治
施設課長	宮崎 勇一郎
計画推進課長	森田 昌志

## 6 出席議会事務局職員

事務局長	栗原 光江
事務局次長	山本 英一
書記	高田 英明
同	鈴木 健二

## 7 傍聴人 1名

## 8 議題

### 1 正副委員長の互選について

### 2 議案審査

（1）議案第 2号 令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

（2）議案第 3号 令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

---

開 会 (午後 2 時 5 2 分)

---

○栗原光江事務局長 事務局から申し上げます。

本日は、委員の選任後、初めての委員会ですので、委員会条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、杉並区の井口委員に正副委員長の互選までの職務をお願いいたします。

○井口かづ子臨時委員長 杉並区の井口でございます。

正副委員長の互選まで職務を行います。

よろしくをお願いいたします。

開会前に、傍聴の許可についてお諮りをいたします。

傍聴人から当委員会の傍聴の申し出があった場合、これを許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井口かづ子臨時委員長 異議なしと認め、傍聴の申し出があった場合は、傍聴を許可することといたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。本日の議題は、お手元に配付してありますとおりです。

本日は、19名の出席となっております。

これより議事に入ります。

1. 正副委員長の互選についてを議題といたします。

正副委員長の互選は、指名推選の方法により行い、指名は私から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井口かづ子臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、正副委員長の互選は、指名推選の方法により、指名は私が行うことに決定いたしました。

委員長には、田中寿一委員を、副委員長には、石塚猛委員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○井口かづ子臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、委員長には、田中寿一委員が、副委員長には、石塚猛委員がそれぞれ選出されました。

それでは、田中委員長には座席の移動をお願いいたします。

[委員長 着席]

○田中寿一委員長 委員長に御推挙いただきました田中でございます。

どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議事を進行いたします。

2. 議案審査を議題といたします。

(1) 議案第2号、令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算及び(2) 議案第3号、令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についてを一括議題といたします。

審査方法につきましては、一括して理事者から説明を受けた後、一括して質疑、意見を受けることといたします。それでは、理事者の説明を求めます。

○中尾正巳総務部長 議案第2号、第3号につきまして、一括して説明させていただきます。

令和2年度当初予算は、安全で安定的な中間処理を維持可能なものとするために、最大限経費の抑制、削減に努め、前例や慣習にとらわれることなく、業務の有効性、効率性をゼロベースで見直すなど、誠実な行政運営を行っていくことを基本的な考えとして編成をいたしました。

議案として送付いたしました冊子の令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算の3ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を919億3,400万円と定めております。

第2条で債務負担行為を、第3条で組合債について記載をしております。内容につきましては、6、7ページをお開きください。

左側6ページ、第2表、債務負担行為では、江戸川清掃工場建設事業ほか7件の期間及び限度額を定めております。

右側の7ページ、第3表、組合債では、光が丘及び目黒清掃工場建替工事、港清掃工場延命化事業、並びに大田清掃工場第一工場再稼働事業に係る組合債の限度額等をそれぞれ定めております。

恐れ入ります、3ページにお戻りください。第4条、一時借入金の最高

額を100億円と定めております。

続きまして、12、13ページをお開きください。歳入歳出予算の総括でございます。まず左側、歳入の主なものについて御説明いたします。

第1款分担金及び負担金は370億円、対前年度40億円の増でございます。

第2款使用料及び手数料は158億2,052万9,000円、対前年度1億2,567万円の増となっております。これは、主に廃棄物処理手数料の増によるものでございます。

第3款国庫支出金は54億8,785万4,000円、対前年度7,447万円の増となっております。これは、工場建替、延命化、再稼働等に交付されるものでございます。

第8款諸収入は99億6,699万5,000円、対前年度2億5,836万3,000円の減となっております。これは、エネルギー売払収入の減などによるものでございます。

第9款組合債は135億円、対前年度60億9,900万円の増としております。これは冒頭、組合債の限度額等で御説明いたしまして工場建替、延命化、再稼働事業に係る事業債でございます。

続きまして、右側13ページ、歳出の主なものについて御説明いたします。

第3款清掃費は、清掃工場等の管理運営や施設整備に要する経費で、管理運営面では焼却灰の資源化の規模拡大や、さらなる資源化の拡大に向けて、実証確認を進めております。また、定期補修工事やボイラ水管の更新工事等を実施いたします。施設整備面では、光が丘及び目黒清掃工場建替工事、大田清掃工場第一工場再稼働工事を継続して行い、港清掃工場の延命化工事に着手いたします。清掃費全体で827億3,618万3,000円、対前年度129億792万7,000円の増となっております。

第4款公債費は40億5,725万3,000円、対前年度2億1,046万4,000円の増となっております。これは、発行済み組合債の償還開始によるものでございます。

説明は以上でございます。

○田中寿一委員長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑、意見に入りますが、委員の皆さんにお願いがございます。

質疑がある場合は、あらかじめ挙手をお願いします。また、発言に際しましては、質問内容の掲載されている資料名及び掲載ページ、項目等を明確にし、質疑を終了する際は、質疑を終わる旨の発言をお願いします。

次に、理事者の皆さんにお願いをいたします。答弁の際には、職名を明確に述べていただき、簡潔で明瞭な答弁をお願いします。また、委員会の終了時間の目安は、午後4時頃ですので、円滑な会議の運営に御協力をお願いします。

それでは、質疑、意見のある方は挙手をお願いいたします。

**○元山芳行委員** では、よろしくお願いいたします。実は、今委員長からページを指定するようと言われたんですが、清掃工場に運ばれてくる廃棄物の仕組みについて、ちょっと質問をしたくて、特にここというところはないんですが、実は前任者、それから前々任者と毎回、実は同様の質問をさせていただいておりまして、なかなかそれでも理解できなくて、それを引き継いだ形で質問させていただきたいと思います。

平成20年からリサイクルに切りかわりまして、少し清掃工場に運ばれてきて、その後の処理について大分変更があったという認識でございます。そこで、搬入されてきて、その前に出口がありますね。ですから、搬出、搬入、焼却、最終処分という流れを確認をさせていただきたいのですが、この清掃工場に、搬入される廃棄物の分類としては、これは板橋区役所の資料なんでありましてけれども、これによると、家庭系と事業系にまず分かれてくるというふうに認識しております。

そこで、家庭系と事業系についてのまず、ごみの出し方について、違いがあるかということを確認してから質問に入りたいと思います。

**○佐々木正企画室長** まず、それでは、基本的なことから御説明させていただきたいと思います。

廃棄物処理法で、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に分類しております。その中で、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、これも法令で20品目が指定されております。その中に、よく言われる廃プラスチック、これもその20品目の中に含まれております。

一方、区のほうで集めているごみにつきましては、各区の条例で、家庭廃棄物と事業系一般廃棄物に分かれております。事業系一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物ということで御理解いただければいいと思います。

それで、各区の出し方でございますが、家庭系はそれぞれ各家庭から出るものでございますが、事業系につきましては、有料シール券を貼って出しているというところでございます。

事業系一般廃棄物については、有料ごみシール券で出す場合もありますし、収集事業者に頼んで出す場合もあるんですけども、廃棄物処理法の中で、市町村が必要であると認める産業廃棄物の処理を行うことができるというふうに法律ではなっております。各区の条例の中では、若干表現が違いかもしれませんが、一般廃棄物の処理、または処理施設の機能に支障が生じない範囲で、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物も処理できるというような内容になっています。

各区では、これも各区によって違うんですけども、1回当たりの排出量を10リットルとか、40リットルとか、30キロとか、ある程度の量を決めて、この量だったら出してもいいですよということになっております。

これは、出してもいいですよとなっておりますが、これは小規模事業者のごみについては、区収として集めることができるということになっています。ですから、大きな事業者については、当然、事業者責任で自己の責任で処理をしていただくというような流れになっております。ちょっと難しいんですけども、一部産業廃棄物についても、区収のあわせ産廃として収集しているのが現状でございます。

以上でございます。

○元山芳行委員 大きな分類は分かりました。

それで、今度は、出すときのそれぞれの分別が工場に来るものというのは、ほとんどが焼却のためにやってくるトラックだと思うんです。その中で、家庭ごみの分別の仕方と、事業系の分別の仕方と受け入れ側として差はありますか。

○佐々木正企画室長 工場に入ってきてしまったものについては、特段制限はございません。

ただ、うちの工場の場合は、受入基準というのがありますので、受入基準に適合しない場合は、場合によってはお持ち帰りいただく場合もございます。

○元山芳行委員 身近なところでいうと、私の自宅というか自分で普段ごみ出しをし

ている分類としては、基本的には、間違いなくこの板橋区役所の分類の仕方を出しているんですが、例えば、弁当の空き弁当のものだとか、プラスチックだとか、あと、それにかかっているサランラップのようなそういうものとか、あと、うちの議会の控室なんかでは、簡易なインスタントのみそ汁なんかを飲むんですが、その粉を取り終わった後の残りパックだとか、そういうものも分別しているんです、うちの役所では。私、自宅では、分別しないでそのまま一つの袋の中に出しているんです。自分の子供じゃないですけど、小学生から言われたことがあるんですが、学校でも、うちの役所と同様の分別ということでやっているんですが、自宅に帰ると、いや、ラーメンのパックは捨てているよと。どういう違いがあって、出し方が違うのかということに、ちょっと回答をうまくできないんですね。結構うちの議員さんたちの中では、そういう話題がありまして、これはどういうことなんだろうということで、毎回実は板橋区議会の議長からこういう質問をさせていただいているところなんです、間違いなく事業系だと弁当がらだとか、そういうポテトチップの袋とかそういうのも含めて、分別して出さなきゃいけないということになっていて、事業系と家庭系では出し方が違うという認識でいるんですが、それは間違いはないですか。

**○佐々木正企画室長** 間違いはございません。説明が稚拙で申し訳ございません。先ほど冒頭に申し上げましたように、法律上でそういう区分けになっているということで、例えば区役所、あるいは小学校は、小規模事業者とは言えず、やっぱりそれはそこの事業者が責任を持って、産業廃棄物として処理するというので、先ほど申し上げましたように、廃プラスチックは産業廃棄物という区分けになっておりますので、そういう区分けになっているところでございます。

**○元山芳行委員** そうすると、家庭系の運ばれてきたトラック、それから事業系で運ばれ、分別されて運ばれてきたトラック、両方とも同じバンカに投入しているということではよろしいでしょうか。そうすると全て焼却、分別していたとしても焼却しているということになると思うのですが、いかがでしょうか。

**○佐々木正企画室長** まず、工場に入ってくるのは、家庭系は一般廃棄物と、事業系のものについては、廃プラスチックが原則入っていないものが入ってきているということでございます。収集事業者が集めたごみについても、これ

は事業系一般廃棄物ですので、廃プラスチックは含まれていないというよう  
な形になっております。

○元山芳行委員 もっと実態にあった分類の仕方で答えていただけるとありがたいん  
ですけど。

○塚越 浩処理技術担当部長 清掃工場に持ち込まれるごみの種類でございます。今、  
企画室長のほうから分別の方法の話があったかと思いますが、その中で、  
分別されている事業系の中で分別されているプラスチックを除いた可燃ご  
みが清掃工場に入ってきております。

一般家庭から出されているものは、これは区によって、容器包装プラス  
チックで抜いている区もあるし、抜かない区もありますので、一概には全  
部のプラスチックとは言えないんですけれども、基本的には家庭から出る  
プラスチックのごみにつきましては、清掃工場で焼却処理をしております。

事業系でこの区政会館も含めまして、プラスチックと可燃ごみとそれ以  
外の缶・ビン・ペットボトルというふうに分別されたものにつきましては、  
その中のプラスチックを抜いた燃えるごみだけが清掃工場に搬入されてい  
ると、そういう実態でございます。

○元山芳行委員 大分理解できました。

ただ、それでも、分別した上で、焼却処分している家庭ごみと同じ扱い  
になっている部分については、これはもうあくまで法律でそうなっている  
から仕方がないという理解をするしかないのかなとちょっと思ったんです  
が、ただ、実際に、作業的な面で見ると、果たしてそれは合理的な処理の  
仕方なのかなと。それだけ、手間がかかりますからね。そのあたりという  
のは、恐らくサーマルをやっている清掃工場、自治体、そういうところ共  
通の問題かなというふうに認識しているわけでありましてけれども、あくま  
で法律でそうなっているからいたし方がないということでもう捉えるしか  
ないのでしょうか。

○塚越 浩処理技術担当部長 そのとおりでございます。先ほど来から言っておりま  
すとおり、事業に伴って発生する廃棄物のうち、プラスチックにつきまし  
ては、これは産業廃棄物に当たります。私たち清掃一組が中間処理できる  
廃棄物というのは、基本的には一般廃棄物でございます。その中で、一部  
産業に伴って発生する可燃性の廃棄物については、東京都の許可を得て、  
また私どもの焼却能力で、そういうものが燃せるということが確認できた

段階で、東京都から許可をもらって、産業廃棄物を一部焼却をしているという状態でございますので、これを明確に分類いたしますと、事業系から出るものについては、本来は清掃工場では焼却できないことになっておりますけれども、その紙の部分とか、木くずの部分に関しましては、許可をもらって、産業廃棄物を一部一般廃棄物で焼却しております。で、今現在、廃プラスチック、産業廃棄物となっている廃プラスチックについては、これは許可が出ないという状況になっておりますので、これに関しましては、事業者の責任で、排出者の責任で、民間の焼却処理、若しくはリサイクルのほうに回っていると、そういう状況でございます。

○元山芳行委員 リサイクルのほうは分かったんですが、事業系の中にそういう弁当がらとか入っていたものが搬入されたときに、時々チェックをしていると思うのですが、そこで見つかった場合に、またその業者に当然指導するわけでありまして、そのチェックする手間というのも工場側にはあるんだと思うんですよね。もうちょっとそこを全体の運用で合理的にできないものかなという思いがいたしますので、しつこい質問になりましたけれども、問題提起という形で終わらせていただきたいと思います。

○塚越 浩処理技術担当部長 今、お話をいただきました弁当の容器、いわゆる弁当がらと言われている弁当がらの処理につきましては、こちらにつきましては、産業廃棄物の扱いではなく、一般廃棄物として23区では、今扱っているところでございます。

これにつきましては、いろいろな東京都時代からの経緯がございまして、一般廃棄物として扱っております。

ただ、これも事業系廃棄物と一緒に集めているわけではなくて、弁当がらは、弁当がらのみで集めて、直接工場に投入するのではなく、一旦中坊にあります不燃ごみ処理センターで全てパッカー車からあけて、中のプラスチックを確認した上で、工場の方にそこから逆送、戻しているとそういう処理を行っている。弁当がらについては、そういう特例というか、法律上、一般廃棄物とするというふうに、東京都時代に決めております。

以上でございます。

○元山芳行委員 一言。やはり搬出・搬入がもうこれはやっぱり法律というところがあるかもしれないですけど、一度、もう少し全体の仕組みを合理的に行えるようなことを研究していただけて、また少しその辺が手間が省略できる

ような、実際は家庭ごみは基本的には何でも入れて出しているわけですから、そこにあわせるような運用ができれば、それこそ人件費だとか、経費の削減なんかにも繋がるのではないかと思いますので、本当にこれ最後の指摘で終わりたいと思います。

○小林幹明施設管理部長 今回の御発言にお答えいたしますと、法律の趣旨として事業者処理責任という考え方が非常に強うございます。したがって、答弁の繰り返しになるかもしれませんが、同じプラスチックでも出るところによって処理の仕方が違うという日本の廃掃法の法体系になっていると。議員御指摘のとおり、私もそういうふうに思います。品目に着目して、それぞれのリサイクルを進めていくというのが、合理的であろうかと思っております。

あと、プラスチックに関しましては、23区のうち、約半分ぐらいの御家庭で容器包装リサイクル法の適用に基づきまして、プラスチックのリサイクル、これを進めているところでございます。

以上でございます。引き続き、また検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○田中邦友委員 墨田区の田中邦友です。今の元山委員の話にも若干関係をします。具体的には、59ページの埋立処分に関わる考え方を、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

関連点といいますのは、事業系の紙の存在です。これもやはり最終処分場、この絡みでこの紙のリサイクルということも、やはり一つ大きな課題になっているんじゃないかと、私はそのように認識をするんですよね。要するにここに書かれているのは、直接のこの埋立処分費の経費のことじゃなくて考え方を私はお聞きをしたいんですが。最終処分場というのが、満杯というか、目一杯になるということが、もう既に随分前から語られていて、そして延命化ということが、この清掃一組でも大きな課題になっているとそのように認識しております。

したがって、令和2年度の予算の中で、そういったことにどういう取り組みをしようかとされているのか。それから、今の紙の問題であったり、より一層のリサイクルというようなこと、この予算の中で、令和2年度の予算の中でどのように取り組みをされようとしているのか、その点をお知らせをいただきたいと思います。

○加藤徹也管理課長 管理課長でございます。埋立処分の削減についての御質問でございます。

まず、先ほども説明をさせていただきましたけれども、これまで、ごみを燃やすと灰になって、それを全て埋立処分しておりましたけれども、先ほど来の説明の中にもありましたとおり、現在は焼却灰の資源化を行っているところでございます。年々拡大しておりますけれども、本年度の4万7,000トンから、来年度は5万8,700トンまで拡大して埋立処分場の延命化に寄与する考えでございます。それを来年度予算として、今編成させていただいているところでございます。

また、紙ごみ、特に事業系の紙ごみについての御質問がございましたけれども、今御指摘のとおり、私ども清掃工場に搬入されるごみのごみ性状調査を行っておりますけれども、事業系に特化せず、家庭ごみも合わせてですけれども、ごみのうちの40%程度が現在紙でございます。さらには、その紙の中もリサイクルできる紙とリサイクルできない紙がございますけれども、十数%はリサイクルが可能な紙というふうに考えているところでございます。

このような中、特に事業系の部分につきましては、23区と一組も参加しております東京都との共同検討会の中でも、一つのテーマとして取り上げられているところでございまして、今現在、まだ結論には至っておりませんが、そういった、まさに今御指摘がありましたような紙ごみの削減について、今後取り組んでいく予定でございます。

以上でございます。

○田中邦友委員 ありがとうございます。今置かれている清掃一組の事業に関わって、やはり一番大きな課題は最終処分場の満杯ということが誰の目に見ても大きな課題になるということは共通認識になっております。そういうことで、延命化ということもさることながら、やはり一つ一つ当該の年度で、本格的に取り組むべきものがきっちりと腹を据えて取り組む必要があるのかなと、私は思います。

当組合の管理者であります山崎区長さん、こうやって今日もいらっしゃいますけど、色々な様々な今日までの23区の共通の課題ということで我々も認識をして、そしてこの問題には、きっちりと取り組む必要があるのかなと、そんなふうに思います。

そういうことから延命化といっても、いずれ時期が来るわけで、今、目の前にある課題を着実に一つずつクリアしていくという謙虚な事業取り組みが必要になるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

したがって、ちょっと表現が適切でないかも分かりませんが、東京都と協議されている、協議もそうなんだけれども、しっかりとした清掃一組の姿勢というものもやはり求められるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。延命化について、あるいは、その最終処分場の期限が来るということを視野に入れた場合に、改めて一定の清掃一組としての共通認識を我々議会でも持つ必要があるのかなと、そんなふうに思います。改めて、最終的に管理者でも副管理者でも結構ですけど、今後の取り組みについて、延命化それから最終処分場についての見解をお聞きして、終わりにしたいと思えます。

**○深井祐子副管理者** 今、田中委員からいろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まさに、23区の共通課題でございます。最大の課題としては、やはり23区の中でこれからも新たな最終処分場というのはつくれないだろうということでございます。

そのためには、まずは、やはりごみを排出する方から減量していただくということが重要かと思っております。その上で、清掃工場に持ち込まれるごみについて、いかに最終処分場に持っていく残廃等、これを少なくしていくかということが、一組にとって非常に求められている課題だというふうには認識をしているところでございます。したがって、ただ今、管理課長が御説明申し上げましたように、焼却灰については、計画を立てまして、資源化セメント等、また今日お配りしております予算のあらましの中の4ページにも前倒しで拡大していく取り組みも御紹介をさせていただいております。

まさに、本当に23区共通の認識でございますので、また、23区、東京都等々とも力を合わせながら、この延命化については、鋭意進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○山崎孝明管理者** 田中委員の御質問にお答えいたしますが、今お話のように、この最終処分場というのはいずれは満杯になると。その時どうするのかという大きな問題があります。これは50年後と言われておりますが、その前に

我々は、なすべきことがあるだろうと。何をするかということになるとやはりごみの減量しかない、まずは。そのごみの減量をどうするかということで、各清掃工場で処理をしているのを、燃やしているのをいかに減らすか。それがリサイクルで、どこの区もそうでしょうが、びん・缶・ペットボトルをやっている。区によっては、私の区は、紙の問題については、家庭で出るごみのうちの紙、これも非常に大きな比率を占めておりまして、雑紙として、これも集めております。古紙、新聞紙ですね。これは包装紙だとか、さまざまな紙類は雑紙として、広告も集めている区もある。ところが全部燃やしてしまってもいいという区もある。先ほどの元山委員さんのお話のように、家庭では分別をしているけれどもというお話がありました。ところが、家庭じゃなくても、やっている区とやっていない区があるんです。リサイクルで燃やさないごみ、それから燃やしていいごみ、これを分別しているのは、23区のうち、廃プラの件で言いますと12の区がきちんと廃プラを分けて出していますね。

ところが、出していない区もあるわけですよ。そうしますと、23区がそれぞれこの清掃事業を共同して一組でやってはいるけれども、収集の段階では、それぞれの区が独自の考えで進めている。果たしてこれがいいのかという問題になります。今、海洋プラスチックの問題など色々出てきたので、東京都に私もかなり強く主張してきたんですが、都は来年度予算で廃プラをきちんと分けて処理するように推奨するそのバックアップを予算的にもやるということに今なっているわけですね。ですから、23区の区長会の会長が余り強く言いますと、それぞれの区はそれぞれの区の考えがあるということで叱られてしまうんですけれども、できればやはり廃プラも含めて、リサイクルには、みんなで協力して頑張っていかなければいけないと、それが最終的には、今、田中委員さんのお話のように、中央防波堤の埋立地、新海面処分場も含めて、これの延命と、そしてその後の時代は、責任をどうするのかということにもつながるので、是非、少しでも燃やすごみを減らすためには、みんなで努力を各区でしていただきたいというふうには思っているところでございます。

○石塚 猛委員 台東区の石塚猛でございますが、ごみを減らすということで、私ももう4期目なものですから、ずっと目を光らせてまいりまして、戸別収集をやっております、今は。

そのとき、現場の人はどれくらい大変なんだろうかなと思って、そうしたらさすがに、人員を増やさないといけないなという感じになったんですが、3年目からごみがどんどん減って、そして現場の人たちもやりやすくなりました。増やさなくて結構です。できるだけ人数を減らして頑張ります。そして階段2階以上の高齢者は、下までおろさなくていい、こっちから上がっていくという現場からの話で、一体感を持って、そうしますと。

個人ですから追跡されます。周りが見るだけじゃなくて、集める人がチェックできますから、そして後に指摘をするということで、だんだんよくなるばかり。

それで、私、提案があるんですけど、ちょっと細かいんですけど、こうした成績を上げた結果、分担金を減らしていただければもっとありがたい。それは、やはり各区競争すればいいんです。

やっぱりごみ収集はなくてはならない仕事だし、私ども、やっぱり課長クラス、あるいは係長クラスをやる気のない人をそういう現場には出しませんよと、私は人事権がありませんけれども、区長や副区長が考えています。ですから、最後の部分は、御配慮願えればありがたいというだけですから、質問には削除して結構でございますけれども、戸別収集こそごみを減らす手段かなとこのように思っています。そうすることによって、事業系、あるいは商店街の皆さんもだんだん見習ってきました。

ごみに金をかけるという時代から、ごみから金をとという、そのあれも台東区で上がっています、非常に。ということでございます。答えは結構でございます。

○田中寿一委員長 御意見でよろしいですか。

他に質問等ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○田中寿一委員長 よろしいですか。

ほかに質疑、意見がないようですので、質疑、意見を終わります。

これより採決に入ります。採決は挙手により行います。

初めに、議案第2号、令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○田中寿一委員長 全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決す

べきものと決定いたしました。

次に、議案第3号、令和2年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○田中寿一委員長 全員賛成であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本特別委員会は、全議員で構成しておりますので、本会議における委員長からの報告は省略いたします。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。

この際、何か御発言はありますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○田中寿一委員長 特に発言がないようですので、これをもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

---

閉 会（午後3時34分）

---

記録署名 予 算 特 別 委 員 長 .....

（田中 寿一）

令和2年  
東京二十三区清掃一部事務組合議会  
予算特別委員会記録

令和2年3月発行

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局  
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館20階  
電話 03(5210)9729

印 刷 物 登 録
令和元年度 第132号

この冊子は再生紙を使用しています。